

令和 6 年度
板 野 町 職 員 採 用 試 験 (2 次 募 集) 案 内

令和 6 年 1 1 月 2 5 日
板 野 町

〒 7 7 9 - 0 1 9 2
徳島県板野郡板野町吹田字町南 2 2 番地 2
電話 0 8 8 - 6 7 2 - 5 9 8 0

受 付 期 間 令和 6 年 1 1 月 2 5 日 (月) ~ 1 2 月 2 0 日 (金)

第 1 次試験日 令和 7 年 1 月 1 1 日 (土)

- (1) 郵便による申込みは、1 2 月 2 0 日 (金) までの消印のあるものに限り受け付けます。
(2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
(3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、板野町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分		採用予定人員	職 務 の 内 容
保育士	短期大学 卒業程度	若干名	板野町において、保育士の業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試 験 区 分		受 験 資 格
保育士	短期大学 卒業程度	昭和 54 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者 (就職氷河期世代含む。) で、保育士の資格を有する者又は令和 7 年 3 月 31 日までに当該資格を取得する見込みの者。

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
(2) 地方公務員法第 1 6 条各号のいずれかに該当する者
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 板野町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(3) 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第 1 次試験	令和 7 年 1 月 1 1 日(土) (1)開場時間 9 時 0 0 分 (2)試験時間 1 0 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分まで (1 2 時 0 0 分から 1 2 時 4 5 分 までは休憩時間)	板野町町民センター (板野町大寺字亀山西 1 6 9 番地 5) 駐車場は、町民センター及び役場の駐車場に停めてください。
第 2 次試験	令和 7 年 2 月 2 日(日) (時間および場所は、第 1 次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区 分	試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
第 1 次試験	教養試験 (40 題)	1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験 (30 題)	1 3 時 0 0 分から 1 4 時 3 0 分まで	試験区分ごとにそれぞれの専門的知識及び能力について(一般事務(高等学校卒業程度)は除く)択一式による筆記試験を行います。問題は、別表の「専門試験出題分野」から出題します。
	適性検査	1 4 時 4 0 分から 1 5 時 3 0 分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第 2 次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

別表 専 門 試 験 出 題 分 野

試験区分	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育について、上記のいずれかの分野で出題することがあります。

5 受験手続

(1) 申込用紙 (郵送による請求またはダウンロードを推奨します。)

申込用紙は、郵送による請求または板野町ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、板野町役場 総務課窓口で配布しています。

郵送により請求する場合は、「**職員試験請求（試験区分 保育士）**」と朱書き、140円切手をはった返信用封筒に返送先を記入し、必ず同封してください。

(2) 受験申込先

板野町役場総務課宛（〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2）

(3) 提出 (郵送による提出を推奨します。)

ア 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込（試験区分 保育士）**」と朱書き、**必ず「一般書留郵便」**により板野町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、85円切手を必ずはってください。

イ 持参する場合は、申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに板野町役場総務課へ提出してください。

(4) 提出書類

- ・職員採用試験受験申込書1部（所定の申込用紙を使用すること。）
- ・受験申込書の郵便はがき（郵便による申込みの場合）

(5) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、1月6日までに到着しない場合は、板野町役場総務課（Tel 088-672-5980）へ連絡してください。

ウ **受験票の写真は申込みの際にはってはいけません。**申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）をはって、**試験当日必ず持参してください。**

※身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に板野町役場総務課に申し出てください。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年1月下旬以降に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。

(2) 第2次試験合格者の発表は、令和7年2月中旬以降に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和7年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、原則として下表のとおり支給されます。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

学 歴	初任給（令和6年4月1日現在）
短期大学卒	179,100円
大 学 卒	196,200円

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については次のとおり口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証など）を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

区分	開示請求 できる者	開示内容	開示期間・場所
第1次試験 結果	不合格者本人	順位及び総合得 点	それぞれ合格発表から1月間 板野町役場総務課 平日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
第2次試験 結果			

10 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、板野町役場総務課（TEL088-672-5980）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) **自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに板野町のホームページでお知らせします。**